

病後児保育を実施しています

町では、子育てと就労の両立を支援するため、保育所などに通っている乳幼児などが、「病気の回復期」などで集団保育が困難な時期に、専用の保育室で一時的にお預かりする事業「病後児保育」を実施しています。

☆お預かりできるお子さんは

町内に住所を有し、保育所・保育園・幼稚園に通所(園)している生後6か月からの乳幼児と小学校1年生から3年生までの児童です。

☆お預かりできる疾患・症状の範囲は

- ・ 風邪、消化不良症(多症候性下痢)など、乳幼児が日常かかる疾患
- ・ 水痘・風疹・麻疹などの伝染性の疾患で、主治医(かかりつけ医)が、治癒したと認めても、保育所などにつれていけないとき。(体力を消耗し、集団での保育に不安がある場合)
- ・ 喘息などの慢性疾患
- ・ 骨折などの外傷性疾患

上記疾患で回復期にあり、医療機関に入院の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務事情・傷病・冠婚葬祭など、社会的にやむを得ず、保育ができないとき。

<注意事項> 病気の回復期とわかる主治医(かかりつけ医)の診断書が必ず必要です。

☆利用の流れ(申し込み方法)

- ① 事前に申し込みをし、町への登録が必要です。(登録カードを発行します)
- ② 利用する際は、主治医(かかりつけ医)の診断書と申請書をご提出ください。

☆利用時間

- ・ 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時30分(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は利用できません)
- ・ 利用できない日を含めて連続して7日間まで利用できます。

☆利用料金

- ・ 1人につき1日2,000円(納付書で納めてください)

☆利用場所

- ・ 松枝保育所

☆その他

- ・ 昼食・副食などは、保護者のかたが必ずご持参ください。
- ・ おむつや昼寝をされる乳幼児の寝具などは、保護者のかたでご準備ください。

詳しくは福祉健康課(☎387-6266)または笠松町ホームページ(<http://www.town.kasamatsu.gifu.jp>)をご覧ください。